

日本の文化財保護と アメリカの歴史保存の 相似と相違

はじめに 平成19年7月中旬から11月中旬までの約4ヶ月間、フルブライト奨学金を得てアメリカの歴史的建造物の保存の理念と実践についての現地調査をおこなった。日頃日本の歴史的建造物の保存に関わる中で、国宝を頂点とした文化財としての保存と、近年ブームにもなっている古い建物のリノベーションといった普通の建物としての保存の間の隔たりが年々大きくなっているように感じてきた。果たして善くも悪くも戦後の日本社会のモデルとなってきたアメリカ社会ではどのように歴史的建造物の保存がおこなわれているのだろうか、そうした疑問が調査をする動機であった。

文化財という概念の成立 アメリカの歴史的建造物の保存に関する資料を収集する中で、意外にも日本の「文化財」という言葉がアメリカと深い関係があることが確認できた。アメリカの歴史的建造物の保存等に関する一大コレクションであるナショナルトラストライブラリー (National Trust Library) があるメリーランド大学 (University of Maryland, College Park) には連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers = GHQ/SCAP、以下GHQ) の検閲資料をほぼすべておさめたブラング文庫というコレクションもあり、昭和20~26年の間に日本で出版された公刊図書から新聞や雑誌にいたるまでのほぼすべての書物が網羅的に納められている。このコレクションで「文化財」という言葉について調べると、文化財保護法制定以前は「文化財の

配給」「粗悪な印刷文化財」といった具合に、文化的な活動で生み出された物、主に著作物を一般的に「文化財」と称していたことがわかる。一方、GHQの強い要望により設置された文部省の社会教育局の中に、はじめて公式に「文化財」の言葉を用いた文化財保存課が昭和24年に設置された。しかし、昭和20年にGHQの民間情報教育局 (Civil Information and Education Section、以下CIE) に設置された宗教・文化財課 (Religion and Cultural Resource Division) の言葉のほうに早く、社会教育局とCIEの組織的な共通性を踏まえると「文化財」の言葉が Cultural Resource の訳語から転用されたことが推察されるのである。

GHQの行政資料は現在、アメリカの国立公文書館 (National Archives and Records Administration) に納められており、その中に文化財保護法の作成過程に関する資料もあり、これらから文化財保護法へのGHQの関与をある程度読み取ることができる。CIEの宗教・文化財課は日本側の法案に対して逐次対訳を作成し、必要に応じて意見書を出しており、特に国家の権限の制限 (地方分権の促進) および法律の適用範囲の制限の観点 (保護対象の重点化) から修正を要求しており、ほぼ意見通りに修正が加えられている。

アメリカの歴史保存の理念と運用 USイコモス国内委員会 (U.S. National Committee of the International Council on Monuments and Sites = US/ICOMOS) の仲介を得て、ワシントンDCにおいて歴史的建造物の見学や保存事業の関係者へのインタビュー、行政に設置された保存活用の評議会の聴講をおこない、アメリカの歴史的建造物の保



図53 国立公文書館の日本文化財関連資料 (GHQ資料)



図54 文部省の戦災文化財調査報告書 (GHQ資料)

存について知見を得ることができた。

まずアメリカでは、建物や遺跡など土地に根差した文化財と工芸品や遺物など通常の保管が可能な文化財が法的にも分野としても明確に区別されていて、前者が歴史保存 (Historic Preservation) と呼ばれている。1966年に成立した歴史保存法 (National Historic Preservation Act) は、第二次世界大戦後の急速な都市再開発や広域道路網の整備によって、多くの歴史的建造物や遺跡、景観がその価値を顧みられる機会もないままに失われていくことを憂慮した関係者の働きかけによって起草された。その大きな特徴は歴史保存の考え方を、それまでは日本と同じく国家的重要性が高いものを重点的に保存の対象とするものから、公共の福祉にあたるものとして現代社会の活動の中で普遍的に保護の対象とするものに転換した点にある。これにより、歴史保存の対象物の指定がすべて登録制に改められるとともに開発事業での歴史保存への影響評価が義務づけられるなど、それまで社会の例外として位置づけていた歴史保存を社会の一部とし組み込むための大きな制度上の変更がおこなわれた。また歴史保存の保護政策は基本的に、対象物に直接公金を投入するという形ではなく、税制上の優遇措置や地役権など権利の設定というように現代社会の仕組みの中で破綻なく機能することを前提としている点に特徴がある。

歴史保存を社会の一部としておこなっていこうとする場合、やはり最大の課題は、歴史保存の対象物が歴史的な価値のみならず社会的に多角的な価値を有していることであって、その活用方法は一概に規定できるものではなく、日本の文化財保存と同様に、アメリカの歴史保存

の関係者にとっても頭の痛い問題であることにかわりはない。そうした中でどのように歴史保存の活用がおこなわれているかといえば、活用に対する関係者の様々な主張を鑑みた妥協策をさぐることが最も重視されていて、行政に設置された歴史保存の評議会や再検討委員会ではそうした議論が日常的におこなわれている。したがって市中でみられる歴史的建造物の保存活用の事例は、内部も含めて歴史的な価値が丁寧に保存したものから外部をおごなりに保存しただけのものまで実に様々で、アメリカでも賛否両論のあるところである。しかし行政や非営利団体のみならず都市開発ディベロッパーや設計事務所、また地域振興コンサルタントや税理士事務所など、歴史保存が社会広範に広がる業界のひとつとして成立していることは注目に値する。こうした状況は、歴史保存の分野がそれらの保存活用において、歴史的価値の保存に軸を置きながらも、それらが有する世俗的な価値の調整をはかる責任者として能動的に関与していくことで成立しているといえる。このことは大学の歴史保存専攻では、その教職のほとんどを歴史保存の実務者が兼任しているという実態からもうかがえる。

アメリカの歴史保存の発展は、日本の埋蔵文化財行政の発展と相似するところがありながらその相違も大きく、善くも悪くも密接に関係する両国の現代社会をみる上で興味深い。また歴史保存という考え方には、奇しくも現在進行中の平城宮跡の国営公園化の発想と相通じるものがあり、日本の文化財分野が早急に検討、整理しておくべき課題を含んでいるように思えた。

(金井 健/文化財保存修復研究国際センター)



図55 ワシントンDCの歴史保存地区 (フォギー・ボトム)



図56 ビルの一部に保存された歴史的建造物 (メキシコ大使館)